別表六（八）付表　記載要領

1　この表は、租税特別措置法第42条の４第８項第３号（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）の通算法人が適用対象事業年度（同項第２号に規定する適用対象事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）において同条第１項の規定の適用を受ける場合（同条第８項第３号イの他の通算法人が同項第２号に規定する他の事業年度において同条第１項の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

2　当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合の記載は、次によること。

(1)　「他の通算法人の試験研究費の額の合計額（別表十八の二「10の計」－別表六(八)「１」）(1)」の欄には、確定申告書等（租税特別措置法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号及び第７号において同じ。）に添付された別表六(八)付表「１」の金額を記載すること。

(2)　「他の通算法人の控除対象試験研究費の額の合計額（別表十八の二「11の計」－別表六(八)「４」）(3)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(八)付表「３」の金額を記載すること。

(3)　「他の通算法人の比較試験研究費の額の合計額（別表十八の二「12の計」－別表六(八)「５」）(5)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(八)付表「５」の金額を記載すること。

(4)　「他の通算法人の平均売上金額の合計額（別表十八の二「13の計」－別表六(八)「８」）(9)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(八)付表「９」の金額を記載すること。

(5)　「他の通算法人の調整前法人税額の合計額（別表十八の二「14の計」－別表六(八)「19」）(18)」の欄には、確定申告書等に添付された別表六(八)付表「18」の金額を記載すること。

(6)　「税額控除可能分配額 (23)×(24) (25)」の欄は、記載しないこと。

3　「合算試験研究費割合の計算」の各欄は、当該適用対象事業年度（当該通算法人が通算子法人である場合には、当該適用対象事業年度終了の日に終了する当該通算法人に係る通算親法人の事業年度。次号において同じ。）が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合にのみ記載すること。

「合　算　税　額　控　除　割　合

4　(12)、(13)又は(14)＋(12)、(13)又は(14)×(15)（小数点以下３位未満切捨て）(16)　の欄は、当該適用対象事業年度が令和３年４月１日から令和５年３月31日までの間に開始する各事業年度である場合には「0.1又は」を消し、当(0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)　」

該適用対象事業年度が同年４月１日以後に開始する各事業年度である場合には「又は0.14」を消すこと。

5　「法人税額基準額 ((19)＋(別表六(十二の二)「９」))×(0.25＋(20)＋(21)) (22)」及び「(33)の当期税額基準額 (33)×(0.25＋(20)＋(21)) (34)」の各欄の記載に当たつては、当該適用対象事業年度が租税特別措置法第42条の４第８項第９号イ(1)に掲げる事業年度である場合には、「0.25＋(20)＋(21)」とあるのは、「0.4＋(20)」として計算すること。

6　「この申告が修正申告である場合」の各欄は、当該通算法人が修正申告又は国税通則法第23条第１項の規定による更正の請求をする場合（当該通算法人が期限後申告をする場合で租税特別措置法第42条の４第８項第７号の規定の適用を受ける場合を含む。）に記載すること。

7　「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(32)」の欄は、別表七(二)「５の当期分」の金額が確定申告書等に添付された別表七(二)「５の当期分」の金額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該確定申告書等が期限後申告書である場合には、当該確定申告書等の別表七の三「７」の金額として計算される金額を含む。）を記載すること。

8　「(32)の法人税額相当額　(33)」の欄は、「非特定欠損金額が当初申告非特定欠損金額を超える部分の金額　(32)」の金額を別表一「１」の金額とみなした場合に同表「２」の金額として計算される金額を記載すること。この場合において、当該通算法人が租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用がある法人であるときは、同条の規定の適用を受ける法人として計算すること。